

## 議会の活動能力

議会が権限を行使し、その機能を発揮するには、活動し得る能力と条件をそなえていなければならないが、どのような要件がそろっていないとなければならないか。

議会が活動能力を有するためには、議会が成立しており、それが適法に招集され、議員定数の半数以上の議員が出席して会議が開かれている必要がある。

### 議会の成立

議会が活動するためには、議会を構成する議員が存在しなければならないのは当然であり、普通地方公共団体の議会が潜在的にも活動能力を有するには、議員定数の半数以上の議員が在職しなければならない。議長も含めて算定される。これを欠く状態は、通常議会の不成立といわれるものであり、補欠選挙を行わない限り、招集することができない。

### 議会の招集

招集は、議会が普通地方公共団体の議決機関としての活動を行う前提として、議員に対して一定の日時に一定の場所に集合すべきことを要求する行為である。長が議会を招集するが、議長が議会運営委員会の議決を経て、会議に付議すべき事件を示して臨時会の招集の請求があったとき（自治法101②）又は、議員定数の4分の1以上の者から会議に付議すべき事件を

示して臨時会の招集の請求があったとき（自治法101③）は、長は請求があった日から20日以内に臨時会を招集しなければならない（自治法101④）。

議会は定例会及び臨時会である。定例会は毎年条例で定める回数招集し、臨時会は必要ある場合に特定の事件に限り招集する（自治法102）。

招集によって、議会は現実活動する能力を与えられるが、実際に活動するためには開会されなければならない。開会された後、議会の会期及びその延長、開閉等を定めるのは議会である（自治法102⑥）。議会は会期中に限り活動能力を有し、会議を開くことができる。また、各会期は独立し、会期中に議決に至らなかった事件は後会に継続しない（自治法119）。これを会期不継続の原則という。なお、この原則の例外として、委員会の継続審査がある（自治法109⑥・109の2④・110③）。

### 会議の要件

会議を開き、それを継続するためには、議員定数の半数以上の議員が出席しなければならない（自治法113）。これは定足数の原則といわれ、議決、決定、選挙等すべての議事を行うための要件である。しかし、この原則の例外として、次の場合には会議を開くことができる。すなわち、(1)除斥のため半数に達しないとき、(2)同一事件につき再度招集してもなお半数に達しないとき、(3)招集に応じても出席議員が定数を欠き議長において催告してもなお半数に達しないとき、及び(4)議長の催告により半数に達してその後半数に達しなくなったとき、の4つの場合である（自治法113ただし書）。

会議は原則として公開されるが、例外的に秘密会を開くことができる（自治法115）。これを議事公開の原則という。

一般に、会議公開の原則、定足数の原則、会期不継続の原則及び後述の過半数の原則並びに一事不再議の原則をあわせて、会議の原則とよんでいる。いずれも議会運営を公正かつ円滑に行うために地方自治法の規定又は慣習により認められた会議の要件である。